

昭和三十九年二月二十八日(金曜日)
午後一時四十一分開会

委員長 青田源太郎君
理事

委員
梶原 茂嘉君
北條 篤八君
森 八三一君

岡村文四郎君
木島 義夫君
北口 龍徳君
仲原 善一君

矢山	大森	山崎	森部	堀本	温水
有作君	創造君	齊君	隆輔君	宣実君	三郎君

國務大臣	農林大臣	赤城	宗德君
政府委員			

農林政務次官 松野 孝一君
水産庁長官 庄野五一郎君
事務局側

常任委員
會專門員

安樂城敏男君

○本日の会議に付した案件
 ○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長(青田源太郎君)　ただいまから委員会を開きます。

質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、御発言を願います。

○北條鶴八君 この前の委員会のときに森委員から質問がありました、この漁業協同組合の組合員が基金協会に出資をしてなくても、組合員であるということが証明されれば基金協会が保証をするということですが、そののときに、全然、組合が、組合でなしに他の信漁連とか、あるいは一般金融機関から借りたのを組合員を通さずに保証するということは、非常に組合として本来の使命を全うできないというきらいがあるんじゃないかという質問をされましたのに対して、きのう新しく参考資料を配られ、この説明をまだ聞いておりませんが、そのきのう配られた七ページに「法律改正による保証ルートの変化」ということでプリントがありますが、この説明を一応聞きたいと思うのです。

○政府委員(牛野五郎君) 昨日当委員会に提出いたしました「中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案参考資料」、その七ページに、現在におきます保証制度の運営と、それから、法律改正案によりまして改正されました場合におきます保証制度の運営の図解を御参考までに記載して提出した次第でございます。それで、一番左のⅠというのが法律改正前でございますが、現行法でございますが、現行法は、組合が——漁業協同組合でございますが、組合が金融機関に、いわゆる

る保証によりまする金融機関に指定されてございませんで、組合が金融機関、これは系統もございすし、また法律による指定、あるいは政令によつて指定されました金融機関、これは地方銀行あるいは信用金庫、こういったものが金融機関になっているわけでございすますが、金融機関から系統資金なかり、あるいは地銀の資金を組合が借りまして、その借りるときに基金協会が保証する、こういうたてまえになつて、その借りた金を組合が組合員たるうことになっております。これが現行法の運営でございす。いわゆる転貸金を取得する場合に対する保証金がなされる、こういうことでございす。

して、法律改正後、組合が金融機関に指定されております場合、組合自体が金融機関でございますので、これは地銀と並んで金融機関と、こういうことに相なるわけでございます。それで組合が出資して会員でございますので、組合自体の経営資金なり設備資金を借りますときは、他の金融機関、これは系統機関も含みますが、借りてきます場合に、組合が債務者になるということで、従来どおり金融機関と組合の間の債権債務について保証する、こういうことに一つとなります。それから、組合員の資金調達のためということで、組合が金融機関になっておりますので、組合から組合員たる甲、乙、丙、丁、これは

協会の会員ではございませんが、その場合に会員と同じ扱いをいたしまして、金融機関たる組合が組合員に貸します場合、直接協会が保証できる、こういうことに相なっております。組合

が金融機関に指定されてない」と、こういった場合も今度の改正法では起こるわけでございますが、その場合は(何)の場合でございますが、従来どおり組合が事業資金を借ります組合はそれに保証する。それから、組合が出資いたしておりますその範囲におきまして、非会員であります組合員に対しては、信漁連が直接貸し出す場合がございしますが、それに基金協会から保証することができるようになっています。これに対して、組合は通らないじゃないかという疑いもあるわけでございますが、組合といたしましては、出資いたしました出資金の保証倍率の範囲におきまして組合員たる甲、乙、丙、丁に貸す、こういうことに相なるわけでございますので、甲、乙、

丙、丁が直接金は信連なり一般金融機関から借りるにいたしましたも、組合を通してそういう保証の申請をする、と、こういうことになりました、そういう面におきまして組合の統制からははかれるというわけではないわけでございます。必ず組合を通して保証申請をするということ、保証は、直接信連漁と組合員の間で債権債務は成立いたしましたも、そうしてそれを保証するということになりまして、まず保証する場合におきましては、組合を通してやる、こういう形になっております。

○北條篤八君　そうしますと、組合を通すということは、組合の承諾書とか、認定書とか、そういう手続をとって、それで初めて保証することになるのですか。

○政府委員 庄野五一郎君 組合の承認が要ると、こういうことにいたしております。

○北條篤八君 まあ、そういう形式的の手続は踏むといたしても、このプリントの注のところに第四に「(竹の場合組合員に対する貸付が回収不能になっても組合は責任をうけないばかりでなく、資金的にも被害をうけない。）」ということで、責任がありませんので、責任がありませんために、自然やはり組合として甲乙丙丁に貸す場合に、ほんとうに貸したいものと、あるいは貸さないでもいいようなものとの仕分けを粗漏にするといったようなことから、實際借りないでいいようなものにほとんど保証するといったようなことで、金がなくなったときにはほんとうに借

りたいたものが保証ができないために借りられなくなるといったような弊害はありませんでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) ただいまの現行法の運営におきましては、やはり組合員が転貸しを受けてやる場合と、それから大口になりますと、どうしても組合員が個々に出資しまして会費資格を取得して、そして直接金融機関から借りる場合、こういう二つに分かれておるわけでありますが、それで転貸の場合は、組合がいわゆる債務者になりまして組合員に転貸すると

いう内部的な形になるわけでござい
ますが、今度金融機関に指定いたしま
すと、組合が直接の組合員に対する債
権が保証されるということで、組合と
いたしましては、安心して組合員に従
米以上の安心度をもって貸すことがで
きる。特に今度非出資の組合員も組合
員と同じ扱いにすることにいたしました
は、そういった小口の零細な漁民が融
資を受ける場合に、保証の道とか、担
保力がないといったようなときに、こ
の保証制度を活用するわけでありまし
て、そういう零細な組合員は、みずか
ら協会に出資するというようなことは
なかなか期待できないということでは
組合で共同利用施設のような形で、組
合が全組合員のために会員となつて資
格を取得しておれば、それを共同に利
用するということで、非会員たる組合
員にも保証の道を開く、こういうこと
になるわけでございます。それで、や
はり御指摘のように、非常に非会員た
る組合員の一部に資金が集中しないよ
うにという配慮をいたしましたは、組
合の規模にもよりますが、大体全国平
均いたしました五十万円以内の範囲の
融資に限定するというで、できる
だけ多数の組合員が保証制度に均てん
できるような、そういう制限をつけて
おきたい、こういうふうに考えており
ますので、御指摘のような心配はない
と考えております。

○北條鶴八君 私は、きのうも申しま
したとおり、組合員個々の事情を把握
しているのは、組合が一番よく把握し
ておるのでありますので、当然金融を
すべきものと、あるいはさほどに金
融をしてやらないでもいいものと、そ

ういう区別は組合が一番よく知ってい
るので、組合がどこまでもそう
いう監督といいますか、位置にあるも
のが仕分けをして、不公平のないよう
に、また正当な金融をさせるようにし
なければいかぬと思うのですが、それ
が責任がないとなると、やはりいいか
げんな選び方をするのじゃないか、認
証をいかにげんに与えるのではないか
という心配があるので、伺ったわけ
です。この点は非常に大事な点と思
いますが、運営にあたつては、その点
は厳重に行政指導をしていただきたい
と思います。

次に、その前の六ページのところで
すが、協同組合の合併状況でござい
ます。これは三十八年度の関係組合
数、それから件数とありますが、この関係
組合数が百六十九、それから件数が六
十一となつております。これは百六十
九の組合数が六十一組合になったとい
う意味なんですか。この表の数字の意
味がよくわからないのですが。

○政府委員(庄野五一郎君) 六ページ
の表の説明を申し上げます。これは三
十五年度以降の、漁業協同組合整備促
進法が制定されて、三十五年度以降か
ら整備促進が始まつたわけでありま
すが、それまでは自由に整備を話し合
いで進める、さらに促進法によりまし
て、合併奨励金を交付することにより
まして、組合の合併を促進いたしまし
て、規模の拡大、経済力の充実をはか
る、こういう趣旨でございまして、御
質問のように三十八年度について説明
いたしますと、まだ確定はいたしてお
りませんが、ただいま問題になつて、
すでに合併したのもございまして、し
た、まだ進行中のものもございませ

が、予定数も入っております。関係組
合数が百六十九、百六十九の漁業協同
組合が、件数として書いてあります六
十一の組合に合併する、こういうこと
でございまして、約二・五くらいに相
当する組合が一つになる、こういうこと
になるというわけでございまして。

○北條鶴八君 この協同組合が新しく
中小漁業融資保証制度の金融機関とし
て指定されるということになったので
あります。漁業協同組合の整備促進
法による不振漁協の現況並びにその対
策を伺いたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 不振の漁
業協同組合につきましては、いわゆる
漁業協同組合の整備促進法に基づきま
して、これらの整備促進をはかつてま
いておる次第でございまして。ただい
ま予定いたしております、これは現
状でございまして、三十九年度にお
いて漁業協同組合の整備基金から利子補
給の対象にしようというものが、予定で
ございまして、二百十組合程度を対象
にいたしまして、この負債の整備をや
るといふようなことで、利子補給をい
たしたい、こういうふうに考えており
ます。まあこういう経営内容の改善と
いうこととあわせて、合併による
規模の拡大、こういうことをいたして
おるわけでございまして、またそうい
うようなことで、三十九年度におきま
しては、さらに合併につきましては四
十件程度を考えると、こういうふう
に予定いたしております。現在におき
まして、先ほど申しましたように、二百
組合程度を不振組合といたしまして整
備するという対象に考えておるわけで
ございまして。

○北條鶴八君 これは前にいただいた
参考資料なんでありまして、この一〇
ページの、指標別組合分布状況という
ようなのがありまして、今度指定する
という組合の貸付金残高別組合数とい
うのがあります。このうちで指定され
ない漁協については、信漁連の直貸し
を認めると。この直貸しに関する指導
方針というものはどうなつておるか
という点も伺いたしたのであります。こ
の表によつて、大体どの程度の組合の
組合を指定するのであるか。そういうこ
とはきまつておるんですか。五百万円
以下、それから五百万円から千万円ま
でといったような段階になつておりま
すけれども、何かこれについて政府の
ほうで、ある程度線を引かれてきめら
れるんですか、どうですか。

○政府委員(庄野五一郎君) これは前
の九ページの表をごらんになります
と、出資をいたしております漁業協同
組合のうち、信用事業を営んでおりま
す分が、現状におきまして二千二百
四ございまして。それを対象にいたしま
して、調査をいたしましたところ、三
十七年度末の調査でございまして、千
五百五十六組合についてこういうた回
答がまいつておるわけでございしま
して、その他の組合につきましては、ま
だ回答がないか調査中と、こういうた
ことで返答を延期している、こういう
ような状態でございます。それで、や
はりこの中小漁業融資保証法上の金融
機関として指定するということになり
ますれば、金融機関にふさわしいもの
をやらなくちゃならぬ、こういうこと
が言えるかと思ひます。そういう場合
に、金融機関として指定いたします指
標といたして、この組合の貯金残高が
どういふふうになつておるか。それか

ら貸し付け金の残高がどういふふう
になつておるか。それから組合員の水揚
げ高がどういふふうになつておるか。
あるいは金融機関としての業務執行な
り、債権の管理能力といったような面
から、常勤の管理役員がどういふふう
になつておるか。こういうことを調査
いたしたわけでございまして、現在に
おきまして、やはりそういう面からこ
ういった資格があると、こう思われま
すものにつぎましては、まだ最終的決
定はいたしておりませんが、貯金残高
につぎましては、少なくとも二千万円
以上ぐらひはなくてはならぬだろう。
それから貸し付け金額の残高につぎま
しては、一千万円程度以上なくてはな
らぬだろう。それから組合員の水揚げ
高の共販の関係もあつたので、少な
くとも五千万円程度の水揚げ高がある
組合でなくちゃならぬだろう。経済能
力の面からそういうことが言えるの
じゃないかならうか。それから常勤役職員
を常置いたしておりますとかいふ点に
おきましては、少なくとも五人以上の
役員が常勤して業務執行に当たつてお
る、こういうた組合でなければいけな
いだろう、こういうふうになつてお
る、現在では考えております。大体、そ
ういふところの四つの条件に当てはま
る信用事業を営む組合を指定してい
たい、こういうふうになつておる
ます。

それから金融機関に指定されない漁
協については、信漁連の直接貸しを認
める、こういうようなことになりま
すが、この運用は系統資金のあり方そ
の他から慎重にこれは考えていかなく
ちゃいけません、こういうふうになつ
ております。したがひまして、本制度上

の貸し付け金の残高がどういふふう
になつておるか。それから組合員の水揚
げ高がどういふふうになつておるか。
あるいは金融機関としての業務執行な
り、債権の管理能力といったような面
から、常勤の管理役員がどういふふう
になつておるか。こういうことを調査
いたしたわけでございまして、現在に
おきまして、やはりそういう面からこ
ういった資格があると、こう思われま
すものにつぎましては、まだ最終的決
定はいたしておりませんが、貯金残高
につぎましては、少なくとも二千万円
以上ぐらひはなくてはならぬだろう。
それから貸し付け金額の残高につぎま
しては、一千万円程度以上なくてはな
らぬだろう。それから組合員の水揚げ
高の共販の関係もあつたので、少な
くとも五千万円程度の水揚げ高がある
組合でなくちゃならぬだろう。経済能
力の面からそういうことが言えるの
じゃないかならうか。それから常勤役職員
を常置いたしておりますとかいふ点に
おきましては、少なくとも五人以上の
役員が常勤して業務執行に当たつてお
る、こういうた組合でなければいけな
いだろう、こういうふうになつてお
る、現在では考えております。大体、そ
ういふところの四つの条件に当てはま
る信用事業を営む組合を指定してい
たい、こういうふうになつておる
ます。

金融機関に指定されない漁協の組合員を、すべて信託連の直貸しの対象とするという運用に直ちに切りかえるということは慎重を期していったほうがいいのじゃないか、こういう考えでおります。で、直貸しの対象とならない業者につきましては、現行どおり組合が系統機関から借りて転貸しする、こういう現行制度を続けていく、こういう方針で慎重に直貸しのほうを認めていく、こういうふうな考えたいと思っております。

○北條八郎君　そうすると、そういうことは全部政令で定められるのですか。

○政府委員(庄野五一郎君)　現在のところにおきましては、先ほど申しました四つの指標につきましては基準を設けて、その基準を通過で流しまして、その基準に合う信用事業を営む協同組合を金融機関とするということ、協会ごとこの基準に合うものを金融機関として保証の対象にしていく、こういうことにしたいと考えております。

○北條八郎君　このことは前にあるいは問題になったかとも思いますけれども、一応伺いたいのですが、漁業信用基金協会の一被保証人に対する保証の最高限度の出資、この割合が本法案では五倍から八倍、また協会の保証債務の最高限度は、出資総額に対し四倍から六倍というふうなことになるかとありますけれども、これはほかの林業とかあるいは中小企業信用保証に比べて非常に低いように思いますが、これはどういふふうに政府で考えられますか。

ども、他のものに比べて非常に倍率が低いように思いますが、これはどういふふうに政府で考えられますか。

○政府委員(庄野五一郎君)　これはやはり水産業の一つの特質といたしまして、非常にリスクが多いという点も勘案いたしまして、協会自体の保証限度額というものは、四ないし六倍の範囲で業務方法書で定める。協会によりまして四倍のところもあり、六倍のところもあるということになっております。それから協会の会員でございます、いわゆる出資いたしております会員の利用倍率、一被保証人に対する保証金額の最高限度ということになります。保証利用倍率は、現行は五倍ないし八倍、基準といたしまして五倍が相当多い、こういうことになっております。それは先ほど申しましたような、やはり水産におきましますリスクが多いということが一つの原因になっておるわけでございまして、最近におきましますこの制度の運営の業績にかんがみまして、保証が非常に進んできているということ、事故率が低下してきている、こういうような業績にかんがみまして、協会の保証限度は出資総額の大体八倍を基準にするというふうに拡張していきたい、こういうふうなことを考へております。また会員の利用倍率は十二倍を標準といたしまして最高十五倍までいける、こういうふうな三十九年度から拡張する方針で考えております。

○北條八郎君　次に伺いますが、水産加工業については、物品の加工業として中小企業信用保証制度というものがありますけれども、水産加工業がその制度と重複しやしないかという懸念

があるものであります。そういう点はどうなんですか。水産加工業の組合の組織の状態はどうなっておりますか。これは使用人が四十人以下の場合だけが含まれるから、そういう心配はないのだと言われるかもしれませんが、その点はどうかお聞きしたいと思います。

○政府委員(庄野五一郎君)　御質問の中小企業信用保証制度におきまします信用保証協会、これは大体その性格上、都市的な商工業が中心になっております。で、われわれが中小漁業融資保証法で対象として取り上げていきたい、そしてそういう加工業者を保護することによって融資の円滑化をはかりたい、こういう対象は、いわゆる漁村的な、漁村にあるような加工業を対象にしたい、こういう考えでございまして、これは現在におきましては、そういう保証制度のどちらにも乗らない、商工関係の信用保証協会の対象にもなりにくい、それかといって中小漁業融資保証法の道が閉ざされておる、こういう谷間にある加工業者でございまして、これは大体漁村において、みづから漁業を営んで、それを加工する場合もありましよう。そういう場合は、現在の水産業というところで道が開けるといふことも言えますが、漁村で生産者に直給して、直ちに原料を買い取って、それを煮干しにするとかあるいはそこで干ものにする、そういう加工業者が、融資の保証の道がないわけでありましよう、そういうものをたゞいまは取り上げていきたい。それも個人、それから法人ならば就業者が四十人以下の小規模のものを対象にする、こういうことで考えているわけでございまして、多少両方の会員になり得る

という面もあるわけでありまうけれども、そういう面よりは、むしろ谷間になつてゐる面のほうが多いというところが言えると思ひますほとんど重複はないかと存じます。

○北條八郎君　単に使用人四十人以下とそうでない場合との区別だと、これは非常にどこでもある程度なるわけでありまうから、それをつまらぬ監督といひますか。行政指導といひますか、政府のほうでどういふふうな考えられておるまいやうか。

○政府委員(庄野五一郎君)　こちらのほうで対象にいたします分は、水協法によりまします水産加工業協同組合とその組合員というものを対象にいたすわけでございまして、おむね小口のものであるかと存じます。それで中小企業信用保証制度による信用保証協会というものが、別個にこれは地域的な機関としてあるわけでございまして、これは会員制度はとてないわけでありまう。それでわれわれのほうの水産加工業協同組合は、これは二百三十七組合ありますが、またそういうものが、またそういうものが組合を結成されるということも今後はあるかと思ひますが、そういう面につきましては、私らのほうの協会から保証する、こういうことでございまして、ダブルないやうにということについては、十分これは保証協会とも連絡をとらなくちゃならぬかと思ひますが、この資金需要といひまして、こういう面にはまだ実際の道が開かれておりませんので、これからその保証の面で、資金需要が大きくなってゆくという段階でござい

して、重複というふうなことにについては、それはないかと思ひますけれども、協会同士の連絡、そういう面については十分注意して、そういうことのないようにいたしたいと思つております。

○北條八郎君　なおこの水産加工業協同組合は、いまお話をありましたように、全国で二百三十七という数字がここに出ておりますけれども、これは沿岸漁業等の振興をはかるために、水産加工業の健全なる発展を推進するといふことは、ほんとうに基本的な大事なことであると思ひます。それにしては非常に数が少ないと思ひます。

で、そういう点に対して、この間いただきました昭和三十一年度において沿岸漁業等について講じようとする施策、この中の十六ページ、水産加工業対策というところに「水産加工業の近代化を促進するため、ひきつづき指定機械の特別償却制度を実施して資本蓄積を高め、また民間試験研究に対する補助を行なつて技術の近代化を図る」ということと、それからもう一つは、「さらに、三十八年度に『中小企業近代化促進法』にもとづく業種の政令指定を行なつた缶詰製造業については、これに属する中小企業について近代化計画を作成し、これにもとづきその近代化の推進を図る」ということだけうたつてあるわけで、この水産加工業の健全な発展をはかるための施策というものが、これでは一向わからぬわけですから。政府として、水産加工業の発展をはかるための対策を、もしできていならこの際伺いたいと思ひますが、水産加工業の対策でございまして、これはやは

り水産業と密着しまして、水揚げされました生産物をいかに流通加工の面において利用して高度の価値あるものにしていくかというところで、水産業を振興するには、やはり加工業ということとを十分振興するというのが当然必要であるわけでございます。そういう意味で、この中小漁業融資保証法というものにつきましても、水産業の融資保証にあわせて、やはり水産業を振興する意味において、付帯業務として加工業に対しまして保証の道を開いて金融の円滑化をはかる、こういう対策を講ずることにいたしましたわけでありまして、

なお、講じようとする施策の十六ページにあります面につきましては、新しい機械を入れた場合のその機械の償却費を特別償却制を採用して、できるだけ経営を合理化できるようにするというようなこと、それから利用加工の面におきまして試験研究機関の整備をやっておりますが、今までは国の水産研究所というのがございまして、七海区に一つずつ、こういうことで海区の試験研究所、それから淡水区の研究所以というふうな八海区でございまして、その利用加工の研究が分散してまいりまして、やはり力が分散して弱いというふうな面もありまして、三十八年度からやはりこれは消費地にも密着しておいたほうがいいというような感じもいたしまして、この東海区の試験所に整備集中いたしましたして、利用加工の研究機構を拡充する。こういうことで、そこでいろいろな加工技術あるいは材料の研究といったような面を強化いたしております。そういう面もありまして、たとえば北海道におきましてタラあるいはホッケといったいまま

練り製品の原料として問題があったわけでございますが、これを現地ですり身まで加工して、これを練り製品の高次の加工にする、これが二次加工品として提供するというような道も講じられておりますし、またそういう面の補助もする、こういうことについて

なおこの水産加工の施設につきましては、公庫のほうからも施設の資金というものがあつたわけでございますし、また今度の制度で系統資金等を借りる場合にも保証の道を開いて、運転資金なり施設資金の整備ができる。それから中小企業近代化促進法というように、特にこれはかん詰めとか特定のものが指定されておりますが、国際的にも輸出かん詰めというふうなものが非常に伸びておるわけでございますが、そういう面の合理化計画について、これによって推進をはかる、こういうような道を開いております。いままでなかなかそういう面にも手を伸べなかつた次第でございまして、御指摘のように、今後はやはり水産業の振興には加工業も振興すべきだという面は、強くわれわれは押し出してこの育成なり発展に尽くしたい、こういうふうに考えております。

○北條萬八君 この予算から見ましても、あまり加工業の推進ということについて力が入っていないのじゃないか。わずかに全国で二百三十七というのは、いかに少ないような気がするのではありませんか。流通面からの加工ということについては、幾分か予算面にもあらわれておりますけれども、もつと加工業を推進するには、やはり政府の指導をもつと強力にして対策を確立

する必要があると思うのであります。この点、なお機会があればまた質問することにいたします。

○政府委員(庄野五一郎君) なお、先ほど申しました報告でしたが、やはり利用面で、動向でも報告いたしましたように、非常に餌料向けの需要が必要配分上もふえてくる、そういう面もございまして、魚かすの製造といった面につきましてもあるいは魚油の製造というふうな面につきましても、三十八年度から魚かすの工場の施設補助あるいは魚油の貯油タンクの補助、こういったものを共同的にやる場合に補助するといったような施設補助等も講じておりますが、御指摘の点、今後とも十分この水産加工業の伸展ということについては、予算的にも行政的にも処置してまいりたい、こういうふうに考えております。

○北條萬八君 最後にこの点を伺いたいと思うのですが、農業の近代化資金制度と同じように、漁業にもこういう近代化資金制度というものが必要ではないかと思うのであります。沿岸漁業、特に漁船漁業は農業より所得が非常に少ないことは御承知のとおりであります。漁業金融には、農業のような近代化資金制度というものがなく、非常に不利な立場に立たされておると言わなければならぬと思うのです。これは近代化資金に充てるその原資の問題で、農協に金がないからというのでできないのだと思ひますけれども、農林漁業の系統金融全体から考えてみるならば、その確保は当然できると思うのであります。資金がないから、原資がないからという理由で、農業よりなお一そう所得の少な

い、貧しい漁業には本制度ができないという考えがあるとしたら、これはあまりにも政治的に不公平じゃないかという気がするものであります。農業改良資金制度というものがこのたびできまして、無利子の金融ができるわけでありまして、これまた同様に、漁業にも前に言つたような理由と同じような理由で当然設けてやるべきじゃないかというふうな思ふのでありますけれども、そういう点につきまして政府の所見をお伺いいたします。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のように、漁業につきましては近代化資金あるいは無利子貸し付けの道といったものが農業のようにできておりません。近代化資金を設けましたときの理由は、農業におきましては余剰資金の活用方法といったような面もあつたと思ひますが、やはり経済力の低い沿岸の漁家につきましては、低利資金の融通が必要かと存じます。現在におきまして漁業におきまして金融状態は、この系統資金なりあるいは漁協を通じては、オーパーローンの傾向があるぐらゐに資金は活用されておるわけでございますが、先ほど申しましたように、先生の御指摘のように、やはり低利資金あるいは利子のない資金、こういったものの必要性は痛感するわけでございます。今後ともこういう問題につきましまして、十分研究してまいりたい、こういうふうに考えております。

○委員長(青田源太郎君) どなたか御質問ありませんか……。それじゃ、ちょっと暫時休憩します。午後二時三十三分休憩

午後三時十一分開会
○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

赤城農林大臣が御出席になりましたので、農林大臣に対し御質疑のある方は、この際御発言を願います。

○矢山有作君 実はきょうわざわざ大臣御出席をいただきましたのは、漁業の動向等に関する年次報告が、出まして、これを本会議のほうで私のほうからは、渡辺議員がいろいろとお伺いしたわけですが、なおもう少し伺いたい、詳細にわたつてお伺いをしてみたい、こういうことで実はわざわざおいでいただいたわけでありまして、時間の制約がありますので、要点だけを申し上げてから、ひとつ御見解をいただきたいと思ひます。

今度の年次報告、私もずっと大体目を通させていただいたわけですが、最初御説明の際におつしやつておつたと思うのですが、沿岸漁業に基づいて出した年次報告だから、沿岸漁業あるいは中小漁業というものに焦点を合わせて年次報告を作成したのだ、こういうふうにおつしやつておつたと思ひますが、まさに理屈としてはそのとおりだと思ひます。しかし、これを検討してみまして、なるほど沿岸漁業の現在の状況あるいは中小漁業の現在の状況、そういったものがこれは問題点が指摘されてきておると思ひます。ところが、一番私どもが問題として考えますのは、沿岸漁業といい、中小漁業といい、あるいは資本漁業といひましても、これは沿岸法の規定でも御承知のように、その区別のしかたというも

のがた何とこののですか、その漁船のトン数とか、あるいは従業員の規模、こういうもので区別をされておるわけですか。したがって、漁業そのものとしては非常に深い関係をお互いに持っているわけなんです。そういう状態からして、年次報告のようなとりえ方をされますと、沿岸漁業や中小漁業における問題点というものが、一体どこから生じてきておるのか、こういう点が不明確になってくると思うのです。特に現在の漁業の状況を見ておられますという、生産から加工、販売これらを通して大資本による支配の力というものは、非常に強化されておると思うのです。したがって、そういう大資本漁業の影響というものが、中小漁業にも沿岸漁業にも問題を引き起こしておるでしようし、さらに、中小漁業と沿岸漁業の間でもいろいろの問題点をかかえている。また、沿岸漁業の中でもまたそれぞれ競合するものがある、こういう状態だと思ふのです。そうすれば、そういう点を関連づけて総合的に年次報告に出していただきませんと、これは問題点が指摘されただけであつて、じゃその問題点はどこからどういう原因で発生しておるのだから、対策をどう立てたいのか、こういうことにはならぬと思うのです。そういう点では本会議でも指摘されておりますが、私どもとしては、ぜひこの次の年次報告を出していただく際には、そういう点を考えて年次報告をつくっていただきたいと思うのです。

形で、沿岸漁業と中小漁業に焦点を合わせた法律になつておる。漁業全体としてとらえた法律でない。したがって、今後の沿岸漁業、中小漁業の振興の上からもそういうことでは、いろいろの問題が生じてくるのではないかという、この点がひとつの沿振法審議のときの重点になつたわけですね。そのことがやはり年次報告の中でも、いま申し上げましたような形でばらばらに問題点を指摘しただけという形で出てきておると思うのですが、そういうことから重ねて申し上げますが、この次の年次報告においては漁業全体としてとらえて、そうして相互の関連を明らかにし、その中で問題点がどこにあるのか、さらにそれに対する対策、こういうものを明確に打ち出していただく、そういう方向でひとつやっていただけますかどうか。この点まずひとつお伺いしたいと思ふのですが。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話の点等にもいささか配慮はいたしたのでございませうけれども、非常に不十分だと思ひます。そういう意味におきましては、やはり漁業全体、まあ国際漁業と申しますか、資本漁業、あるいは遠洋、カツオ・マグロ、中小漁業、沿岸と、そのおのおの役割と関連、位置づけといひますか、そういうものの観点から報告をするようにしたいのが、よく問題点を把握するのにはいいのじゃないかというふうにも思ひます。これは最初の報告でもありますが、もう少し急いだせひもありまして、十分でなかつたと思ひますが、次年度からは、そういう点も考慮に入れて、できるだけいい報告といひますか、にしたいと、こう考えております。

○矢山有作君 それならば、いま御答弁をいただきましたような形で、ぜひ次の年次報告はお願ひしたいと思ひます。たとえば年次報告読んでみましても、これは漁業の調整というところで、ここに、報告の六十八ページですか、そこにもかなり漁業転換を進めていく状況なんかも出てきておるわけですが、やっぱり漁業転換を進めていく中に、指定漁業の許可の問題の問題とも関連してくるわけですね、そういう中からやはりこういうふうな転換をやつたんだということの指摘だけでは、やはり不十分だというふうな点も私も感じましたので、もういままおつていただいたかと思ひます。

でそれ、第二の質問は、実はこの白書見まして、もう御承知のように漁業の生産量を見てみますと、三十二年を一〇〇とした状態で書かれておるようですが、三十七年では沿岸漁業が一〇七、約二百三十万トン、それから中小漁業が一二七で約三百五十万トン、それからその他の漁業で二四〇、九十五万トン、その他の漁業というの、これは資本漁業だと、こんな御説明がたつたようですが、こういうぐあいでは沿岸漁業の伸びが、これで見ると非常に停滞しておるということがはつきりいえると思ひます。それから今度は漁業の経営数から見ますと、三十七年は二十二万七千、その中で沿岸漁業が二十一万八千、残りの九千足らず、これが中小漁業と資本漁業、こういうことになつておるわけですね。だから漁業の経営数はもう圧倒的に沿岸漁業が多い、こういうことになつております。それからさらに沿岸漁業の漁家を見ていく

と、経営数で漁船漁業が七一%を占めておるようですね。それから定置・地引網が四・四%を占めておる。それから養殖が二四・四%を占めておる。ところが生産量の伸びで見ると、三十二年に對比した場合に、漁船漁業が一〇四、それから定置・地引網が八二、養殖が一四九、こういう数字になつております。養殖は非常に伸びておるわけですね。ところが漁船漁業のほうが非常に停滞しておる。だから全都市の勤労世帯に對して所得のほうを見ましても、三十七年の漁船漁家の所得が八〇・三、それから漁家のほうが八九・五、こういうふうな状態です。それからエングル係数を見ると、これはページの三十九ページですが、全都市の勤労世帯が三六・六、農家が三八・一、漁船漁家が四二・一と、こういうふうな非常に劣悪な状態になつております。漁船漁家が日本の底辺を形づくつておる、こういうふうな私どもはこれらの数字から見ていえるのじゃないかと思ふのです。ところが、これも三十五年以降のかなり改善された結果だと、こういうふうな年次報告にいうておるわけですね。ところがそういう状態もただその数字の面からだけながめるわけにはいかぬので、年次報告の指摘しておるように、生活環境上の不利、こういうものも考えた場合にはさらに大きな格差がある、こういうふうなことを指摘していただくわけですね。で、こういう原因は一体何から生じておるのか、このことが一つの問題点だと思ふのです。したがって、その主たる原因は何か、これをひとつお伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(庄野五一郎君) 沿岸漁業は御指摘のとおり、漁船漁業と養殖漁業に大別して報告いたしてございませう。その中でも漁船漁業は漁家所得におきましても漁業収入におきましても、また世帯当たりの所得家計費にいたしましても一番低いわけにございませう。三十八ページで世帯所得でも全都市勤労者一〇〇に對して八〇・二%というふうになつております。一人当たりの家計費でも漁船漁家は全都市勤労者世帯に對して六七・八、こういうふうな低いわけにございませう。これは結局漁業収入あるいはその他の収入が低いというところに尽きるわけにございませうが、その点につきましては、やはり沿岸漁業といひまして、最近におきます就業者の流出とか、そういうこともありまして、漁船漁家数、いわゆる経営体数が減つてきておる、そういう面から漁家あたりの生産量というものは上がつてきております。また、沿岸漁業が水揚げしております水産物は、非常に高級魚が多いというところで価格が、非常に最近の需要構造の変化に従ひまして価格が上昇しておる、そういう価格の面上昇にもささえられて、最近好転してきておることは、御指摘のとおりでございますが、なぜ沿岸漁家のそういう点が非常に悪いのか、こういうことになりまして、やはり最近におきます漁船の条件等が相当影響しているのではないかと。こういうふうな面では考えられます。そういう面では構造改善事業を行なうという契機が与えられておるわけにございませうが、構造改善事業につきましても、やはり養殖漁業というものの採算性が非常にいいというところで、そういう方向への可能性のあるものは転換していく

は御指摘のとおり、漁船漁業と養殖漁業に大別して報告いたしてございませう。その中でも漁船漁業は漁家所得におきましても漁業収入におきましても、また世帯当たりの所得家計費にいたしましても一番低いわけにございませう。三十八ページで世帯所得でも全都市勤労者一〇〇に對して八〇・二%というふうになつております。一人当たりの家計費でも漁船漁家は全都市勤労者世帯に對して六七・八、こういうふうな低いわけにございませう。これは結局漁業収入あるいはその他の収入が低いというところに尽きるわけにございませうが、その点につきましては、やはり沿岸漁業といひまして、最近におきます就業者の流出とか、そういうこともありまして、漁船漁家数、いわゆる経営体数が減つてきておる、そういう面から漁家あたりの生産量というものは上がつてきております。また、沿岸漁業が水揚げしております水産物は、非常に高級魚が多いというところで価格が、非常に最近の需要構造の変化に従ひまして価格が上昇しておる、そういう価格の面上昇にもささえられて、最近好転してきておることは、御指摘のとおりでございますが、なぜ沿岸漁家のそういう点が非常に悪いのか、こういうことになりまして、やはり最近におきます漁船の条件等が相当影響しているのではないかと。こういうふうな面では考えられます。そういう面では構造改善事業を行なうという契機が与えられておるわけにございませうが、構造改善事業につきましても、やはり養殖漁業というものの採算性が非常にいいというところで、そういう方向への可能性のあるものは転換していく

ということは言われると思います。またそれが漁業の中心になっておるわけですが、やはり過剰な人口をいままでもかかえておったという点が非常に影響しておるということと、それに相応する水揚げがやはり漁場の関係等で悪いということ、資本装備が非常に低くて、その面における新しい技術の導入というものがおかれておる、そういうことが言えるんじゃないか。こう思っております。

○矢山有作君　私もそういふことだと思ひますが、さらにもうちょっと年次報告を検討してみますと、こういう結果が出てまいっております。經營結果で見ると沿岸漁業のうちの二五・七%それから漁船漁家の中の三六%を占める無動力漁船の存在が大きいです。しかも無動力船漁家の漁業所得というのが

非常なこれは低いんですね。三十七年度で十六万五千円、ところがその前までは大体十万円か、あるいは十万円をちょっと上がつたところにいつておるわけです。このように非常にたくさん無動力漁船漁家が存在しておる。しかもその漁業所得が非常に低いというところ、それからそれに加えて兼業の依存度がそういう無動力漁船漁家においては高いんですけれども、地域的な環境などからして、この第二種の兼業農家と比較してみても、漁業外の所得というものが、これもまたあまり高くないのです。つまり低いのです。こういう無動力漁船漁家の存在というののが、非常に沿岸漁業の全体の足を引っ張るというような形になっておるんじゃないか、そういうふうに思うわけです。そうすると今後の対策としては、ひとつ沿岸漁業の中の漁船漁業が非常

に不利である。ところが、その漁船漁業の不利な条件の中でも、なおもっと不利な条件に置かれておるのは、無動力漁船漁家なんです。そうすると、これの対策をどうするかということが、一つの大事な問題になってくるんじゃないかと思うんです。それに對する対策というものを今後どう考えていくか、このことをひとつお考えがなければ承つてみたい。もちろん、先ほど御指摘になりましたようないろいろな原因から、漁船漁業というものの不振だということとはわかりますが、その中で特に問題点のあるのは、重ねて言いますが、無動力漁船漁家の多数の存在と、その所得が非常に低い、こういうことになってくると思うんです。その対策をひとつお聞かせ願いたいと思うわけです。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘の
ように、十四ページの「階層別、漁業
別の沿岸漁業経営数の変化」という表
によりますと、漁船漁業といたしまし
て、三十七年度が全体のウエートの七
一%、定置なり地びき網が四・四%、
養殖が二四・四%、こういうようにな
っております。これは二十八年に比
べますと、漁船漁業八〇%のウエート
が七一・二に下がっている。それから
定置が六一が四・四%に非常に減つて
いる。それから養殖の一三・九%のウ
エートが二四・四%というふうに非常
に経営数が伸びている。こういうふう
に動向では示しております。これが、
御指摘のように、三十ページの漁業所
得の推移という表のⅡ-6というのを
見ますと、やはり無動力、三トン未満
と三トンから十トン未満、こういう階
層別漁業所得というものの年次別変動

を掲げておるわけでございますが、こ
ういうふうに、これは全国平均のマク
ロの数字でございまして、地区により
ましては、これよりいいものもある、ま
た悪いものもあるというふうに言える
と思いますが、そういうふうに、御指摘
のように無動力階層というのが相当の
ウェートを占めておりますし、また、
その漁業所得というものがどうしても
低いということは、御指摘のとおりで
あります。それで、これにつきまして
は前の十三ページの表をごらんになり
ますと、「沿岸漁業の経営数の年次別変

る、こういうことが言えるんじゃないかと思いますが、今後ともやはり無動力漁船の動力化し動力もディーゼル化という、こういった点につきまして、また新しい電探とか新しい網の導入、そういうことにつきまして、公庫融資というような面で促進していくということをやりたいと思いますし、また構造改善におきましても構造改善の近代化、助成事業の対象としてそういう面のレベル・アップということに努力したい、こういうふうに考えております。

○矢山有作君 漁業における対策自体としては、そういう方向に向かつていくと思うのです。ところが、最近の先ほども御指摘になりましたように、経済成長という関連で、労働力がかなり流出しておるといふ問題も出てきておるわけですね。そうなると、ただ無動力漁船が減っておるから、さらに無動力漁船を減らしてこれを動力化し機械化し、能率をあげていくということの対策だけでは、現在の漁場の条件から見てやはり問題が残ってくるのじゃないかと思うのです。そうなると、やはり沿岸漁民の、しかも零細な状態に置かれておる沿岸漁民の転業といえますか、そういう対策をかなり重視して考えなきゃならぬのじゃないか。この点ではきのう小宮委員のほうからもちょっと触れたと思うのですが、その場合に、大体沿岸漁村というのは、地理的にも非常に不便な地位にあるわけですね。したがって、職業転換を求める機会も少ないしまた職業転換をやるために職業訓練を受けていくという機会も比較的恵まれていないという問題があるわけです。だから、そこらのところ

ろを、やはり今後ひとつお考えにならなきやならぬのじゃないかということがあります。

それからもう一つは、これは計画の中でもいろいろ考えておられるようですが、ただ単に漁村から零細な沿岸漁業を追い出すのだということだけでは、問題は片づかないわけです。その場合にやはり産地に加工の施設等をどんどんつくって、それに沿岸漁民を安定した形で就業さしていくと、こういうことも同時にやはり考えていただかなきやならぬ問題じゃない

か、これを一思ふわけです。

それからもう一つは、漁場の条件の問題については、あとから触れたいと思いますが、確かに漁場条件をよくしようということ、構造改善事業が進められております。ところが、構造改善事業を進めて漁場条件をよくするとともに、もう一つ考えなきゃならぬのは、最近是非常に漁具が整備され、漁法も進んできた関係で、かなり略奪的な漁業が行なわれているのじゃないか。そうすると、幾ら漁場の整備をやつても、略奪漁業が行なわれるのを放任しておいたのでは、これはやはり構造改善をやつたといつても、漁場を整備し、魚族資源を確保していくと、それによつてまあ沿岸漁民の生活向上にも資するのだということにはならぬと思ふわけです。だから、そこではやはり魚族資源の枯渇を防ぐために構造改善をやると同時に、もう一つは何といひますか、略奪漁業を何とかして防止すると、こういうことを具体的に考えていかなきゃいかぬのじゃないか、こう私はまあ考えているわけですがどうでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 一々適切な御意見だと存じます。まあ、職業の転換等につきましても、あるいは消費地にももちろんつくりますが、産地にも加工設備等を本年度の予算等においてもつくる予定を持っております。

漁場の整備、漁場条件でございますが、漁場条件と同時に、資源を枯渇するようなことのないように再生産といえますか、そういうことを配慮していかなくちゃならぬと思います。なお、最近青年の組織が御承知のようにできておりまして、非常にそういう面でも漁場を守り、漁業を伸ばしていこうという動きがあるのは、非常に私は喜ばしいと思っております。そういう方面も助成していきまして伸ばしていきたいと、こう考えております。

○梶原茂嘉君 ちよつと関連して長官にお伺いしたいのですけれども、今度の報告の中で非常に興味があるといえますか、非常に関心のある問題は、先ほどのお話の五トン以上十トン未満の動力船が減つてきているわけですね。そうして三トン未満がふえてきています。それから収支の状況を見ると、五トン未満のほうは成績がよろしい、五トン以上十トン未満のほうは比較的よろしくないというふうなのが出てくるわけですね。これは先ほどの御説明では、五トン未満とか三トン未満のものだと、家族労働力の完全燃焼といふのでいくのだ、五トン以上十トン未満になると、雇用労働力が必要だ、その関係でそういう現象を出してきているのだというふうに御説明があったのですが、そういう趣旨にも説明されたのですが、そこところは、ほんとうに五トン以上十トン未満という

ふうな層は、どうしても雇用労働力でなければ、いわゆる家族労働力完全燃焼じゃない性質のものなのか、あるいは別に五トン以上十トン未満という、そういう層の漁業の対象ですね、漁業の種類というのですか、そういうものからくる原因があるのか、どういうところにはんとうの原因があるのでしょうか。普通のあれでいいますと、これまでは五トン未満じゃあまり小さいから、できる限りある程度規模を大きくしていくという一つの常識があった。それから五トン以上十トン未満程度じゃ、どうもこれはうまくいかない。これは、陸上のほうは、農業のほうとは違いますけれども、農業と非常に性質が違ふだけども、一町見当から一町五反見当はおもわしくない。かえつて小さいほうが、兼業農家とかいろいろな関係で経営上よろしいということがある。それとは違ひましようけれども、五トン以上十トン未満というのが減つてきてまして、かえつて下のほうがふえていく。下のほうがふえるのは、ある程度わかる、無動力が動力にかわつてくる。しかし、収支の状況といひますか、これの比較においても片一方のほうがいい、ちよつと中くらいのやつが悪いというところを、労働力の観点からだけ見ていいのかどうか、その点をひとつお話を願ひたいと思います。

○政府委員(庄野五郎君) 御指摘のように、五トン以上十トン未満というものが減つております。先ほど労働力の面から私この一面を申し上げたわけでございますが、それだけでは不十分と思ひます。報告の三十三ページにも「五トン以上十トン未満層は、三トン以上

五トン未満層にくらべ、一人当たりの資本装備率が高く、したがって一人当たり付加価値も高いが、売上利益率、企業利潤率等では逆に少なくなつていゝる。これは五トン以上十トン未満層は、三トン以上五トン未満層よりも漁業収入は高いが漁業支出、利子支出が一そう高いからである。このような事情が五トン以上十トン未満の経営の減少の原因の一つとなつていゝると思はれるといふことで、こゝにいった経営の面からいゝゆる漁業支出なり、あるいは設備投資のための借入れが多いといふことで利子の支出が多いといふことが、大きく言われまして、企業利潤なり利益率が下がつていゝるということもあつて、経営の面からも、五トン以上十トン未満層が三トン以上五トン未満層に比べて不利であるといふことが指摘されるわけでございます。ただ、これはやはり技術の問題も非常にあるわけでございます。雇用労働力の確保なり、あるいは最近におきます賃金の値上がり非常にあるといふことで、労働力の確保もできにくいし、また雇つた賃金も、労働者の賃金も非常に高といふこと、それが経営面を圧迫するといふこともあつて、やはり家族労働三人ないし四人といったところで完全燃焼するには、三トン未満、あるいは五トン未満が非常に適切であるといふことが、現状の技術段階ではいゝると思ひます。さらに省力化の技術といふものをいゝれば、もつと大きな船で、家族労働だけでもこれを完全燃焼していくといふようなことが可能と思ひますし、今後のそういった沿岸の漁船漁業の発展のためには、そういった技術を導入するといふことも必要で

あるうと思ひますし、それによりまして、やはり漁場条件からみますが、大型化したもので、家族労働で大型化したものを経営し得るといふことも言えると思ひます。

○委員長(青田源太郎君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(青田源太郎君) 速記を始め

○矢山有作君 長官が指摘されましたように、なるほど三トン未満、あるいは三トン以上五トン未満のものがふえていゝるというところは事実です。ところが、私も言おうと思つたのですが、梶原さんのほうから指摘されたように、これはただ三トン未満層がふえておるとか、あるいは三トンから五トン未満のものがふえておるといふことだけで、私は沿岸漁業の状態がよくなくなつていゝるおそれがあるといふふうに考へてもらつては困ると思ひます。なるほど、沿岸漁業の中でも一番底辺をなくしておる無動力漁船といふものは減つていゝておるわけですね。ところが、それが三トン未満のもの、あるいは三トンから五トン未満のものが動力化されていゝる、かなりその技術といふものは向上されていゝき、多少省力化されていゝるというふうな改良の面は見られるにして、あなたが御指摘になつたように、実際の所得の面では、これはその漁家が安定するといふところには及びもつかないといふ状態になつていゝるわけですね。それは何かといふと、やはり問題は魚族資源、漁場条件の問題になつてくると思ひます。それをあなたは漁業の構造改善事業でやると、こゝろおつしやつていゝるわけですね。ところが、私

はそれが漁業の構造改善事業だけで片づく問題でもないと思ひます。これは漁場の確保の問題といふことになりまうと、後にまた触れたいと思ひますので、漁場のいゝゆる荒廃の問題ともかかんできます。それから魚族資源をいかにして確保するかといふ問題も出てくる。その一つとしては、やはり、先ほど私が言つたような略奪漁法を厳に戒めていくと同時に、魚族資源をふやしていくような努力も一面には要るわけですね。ところが、それと同時に、それだけでも、私は、まだ解決しない。それにはやはり、先ほど言つたような水産加工施設等をつくり、そういう方面に安定した雇用の道を見出していゝるか、あるいはそれ以外の他産業への安定した雇用の道を開くための施策を充実させていく、こゝういふことも考へなきやならぬと思ひます。それからさらに、中小漁業への転換、あるいは遠洋漁業との問題も出てきます。そういうふうな総合的に広く考へて解決せぬと、私は解決はできぬのじやないかと思ひます。そういう点を考へると、今度の白書のうちに、問題点を指摘していただいただけでは、はたしてそういう問題はどこでどういふ原因で起こつたのか、だからその対策のためには、どうしなればならぬのかといふことが出てこないわけですね、これだけじや。それで、私は最初に年次報告のあり方を指摘したわけですね。そういうことなんで、ひとつ、今後無動力漁船が減つて、三トン未満なり三トンから五トン未満の漁船が動力化されていゝておる、その中で沿岸漁業の振興があるんだといふような単純な考へ方ではない、今後の沿岸漁業の問題について

は、さらに一その御検討をいただき、その振興のための対策を打ち出していただきたいと思ひます。

きようは大臣がおられませんが、あとどうしても大臣に聞かなきゃならぬ問題がありますので、きようは私はこれで打ち切らしていただいて、また大臣が見えたときにお伺いしたいと思ひます。といひますのは、あとは實際漁業との関連の問題なり、あるいは漁場の荒廃の問題に関連してきますので、それは現在ある法制度をどうしていくかという問題とも関連が出てまいりますので、これはぜひ大臣のほうから御見解を承りたいと思ひますから、きようはこれで終わります。

○委員長(青田源太郎君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十一分散会